

お客様各位

2025 年 8 月

## 欧州向け Import Control System 2 (ICS2) 申告要件についてのご案内②

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年度より欧州向け貨を対象に ICS2 申告が必須となりましたが  
申告項目に一部追加がありましたので改めて概要とともに ICS2 規制に伴う貨物および船荷証券  
(B/L) の必要情報項目の変更につき下記の通りご案内申し上げます。

### 1. 概要

欧州連合 (EU) は輸入管理システム 2 (ICS2) として税関の到着前セキュリティ・安全プログラムを実施  
しております。

必要情報項目のご申告にあたりまして、Filing Typeに関わらず、別途弊社指定フォーム (Excel) へ必要項  
目をご記入のうえ指定送付先までご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、弊社 e-Commerce より Shipping Instruction をご提出のお客様は弊社フォームでのご提出は不要と  
なります。

### 2. 適用国

EU、北アイルランド、ノルウェー、スイス向け、またはこれらの国や地域を経由する海路および内陸水路  
での貨物輸送

### 3. 税関への申告期限

欧州向けサービス本船の積み地入港 24 時間前までとなります。

### 4. 書類の提出期限

本船 DOC CUT までとなります。(弊社 HP CY OPEN/CUT 一覧表にてご確認ください。)

<https://jp.one-line.com/ja/standard-page/schedule-cyopencut>

### 5. 追加申告項目

ONE が貨物入国申告 (ENS) を行うにあたり、以下のデータが必要となります。

- 実際の買主および売主の詳細 (下記 F10/F11: ONE がすべて申告する場合)
- EORI 番号 (① Filing Type に関係なく全ての Master BL Consignee の EORI 番号 \*1)
- EORI 番号 (② 下記 F12/F13: House B/L 内容や買主・売主詳細を顧客ご自身で申告する場合 \*1)
- 6 桁の Harmonized Commodity (HS) CODE と完全かつ正確な貨物説明 \*2
- 化学品輸送のための ECICS CUS CODE \*3
- 海上運賃の支払い方法

注) EORI 番号、品名、HS CODE、ECICS CUS CODE については EU 当局の登録が確認できない場合は税関許可  
が取得できない場合があります。

各項目の登録有無については事前に以下リンクにてご確認の上申請願います。

**\*1 EORI 番号 ①Master BL Consignee / ②F12, F13(Supplementary declarant)**

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/eos/eori\\_validation.jsp](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/eos/eori_validation.jsp)

①Master BL Consignee の EORI 番号 : SI (Shipping Instruction) の Consignee 欄に記載願います  
Consignee の所在地がイギリスの場合は、GB から始まる EORI 番号を記載願います

②F12, F13 EORI 番号(Supplementary declarant) : 別途 ICS2 申告フォームに記載願います。

**\*2 HS CODE、品名 : 曖昧な表記は避け 6 桁の HS CODE に基づいた具体的な品名を記載願います。**

・ EU 税関(DG TAXUD)発行の品名表記ガイドライン

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance\\_acceptable\\_goods\\_description\\_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance_acceptable_goods_description_en.pdf)

・ HS CODE : <https://www.tariffnumber.com/>

**\*3 化学品輸送のための ECICS CUS CODE**

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance\\_consultation.jsp?Lang=en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp?Lang=en)

**6. ENS 申告の種類について :**

EU ICS2 規制により、お客様は House B/L や実際の買主および売主の詳細をご自身で提出するオプションがございます。このオプションによりお客様は自らの House B/L や買主および売主の申告を行うか (F12/F13 いわゆる Multi Filing)、ONE が代わりに House B/L や買主および売主の申告を行うか (F10/F11) を選択できます。

- F10 - Straight BL および買主・売主のデータ - ONE による ENS Filing
- F11 - Master BL、House B/L および買主・売主のデータ - ONE による完全 ENS Filing
- F12 - Master BL (Multi Filing : Master BL - ONE による ENS Filing、House B/L および買主・売主の ENS 申告は House 申告者)
- F13 - Straight BL (Multi Filing : StraightBL - ONE による ENS Filing、買主・売主のデータ、ENS Filing はお客様)

ONE と買主・売主または House B/L データを共有しないお客様は、該当する EORI 番号でハウス申告者として登録し、お客様ご自身で EU 税関トレーダーポータルに接続する必要があります。詳細につきましては、以下のリンクをご覧ください : [https://taxation-customs.ec.europa.eu/online-services/online-services-and-databases-customs/eu-customs-trader-portal\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/online-services/online-services-and-databases-customs/eu-customs-trader-portal_en)

ご質問やご不明な点がございましたら、お近くのオフィスまでご連絡ください。

サポートについては、以下のリンクをご参照ください

<https://eua.one-line.com/standard-page/office-location>

なお、弊社が B/L 作成する際、お客様よりご提出頂いた情報を正として対処させていただきます。欧州税関よりルールに則していない表現や情報不足に起因した不積みやペナルティー等による費用が発生した場合、お客様のご負担になりますこと予めご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上